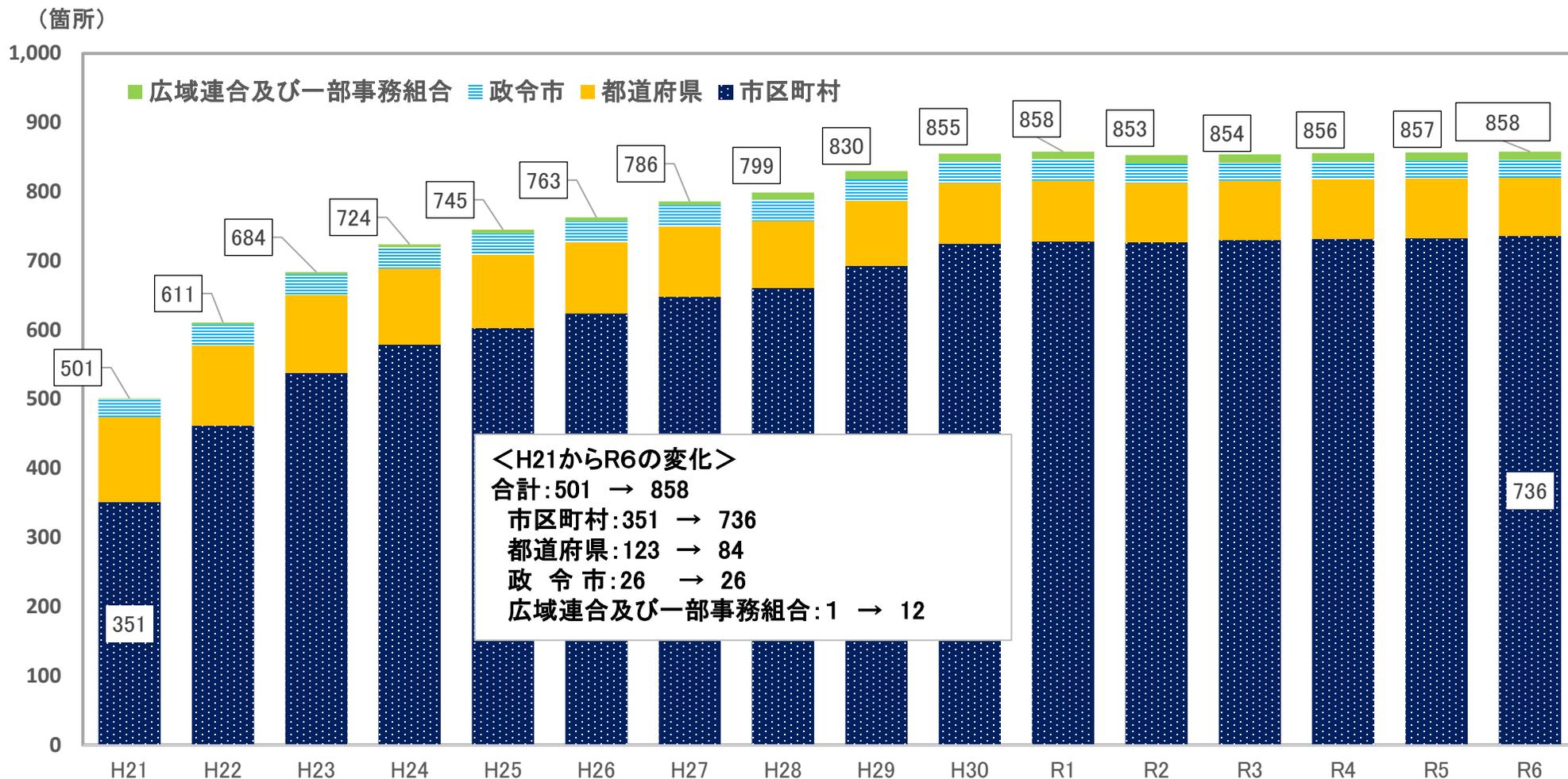


1. 消費生活センターの現況（センター数）

（資料1-1）

- 消費者庁設置以降、消費生活センターは、501箇所から858箇所に大幅に増加。
- 都道府県のセンターは、サブセンターの集約により減少。
- 市町村の消費生活センターが大幅に増加（351→736）

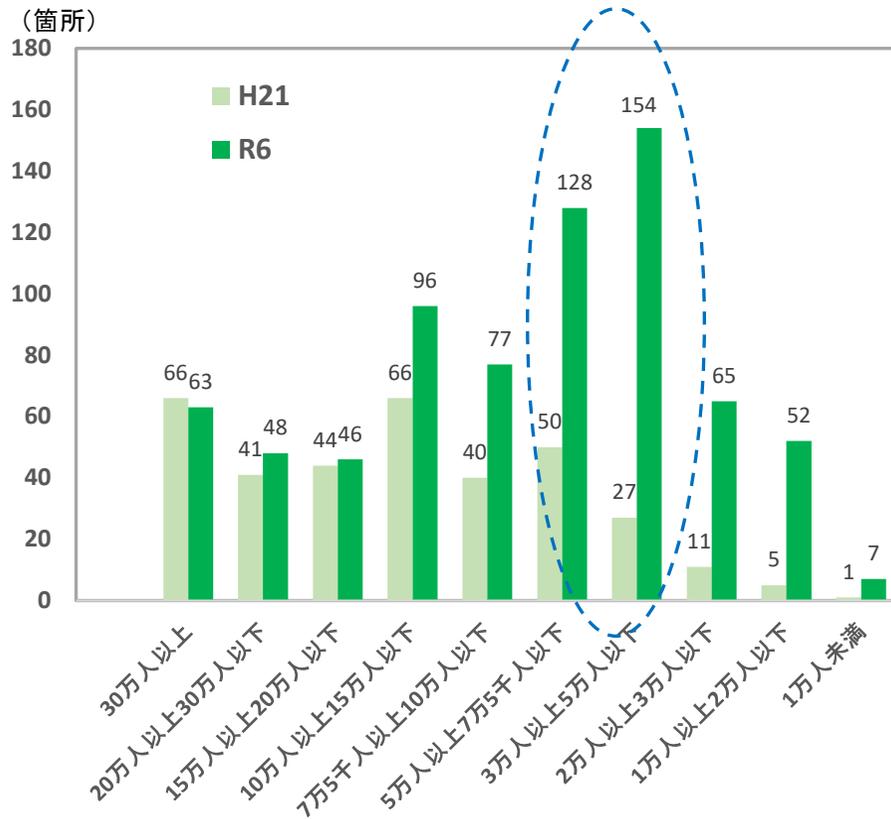
（図表1）消費生活センター数の推移



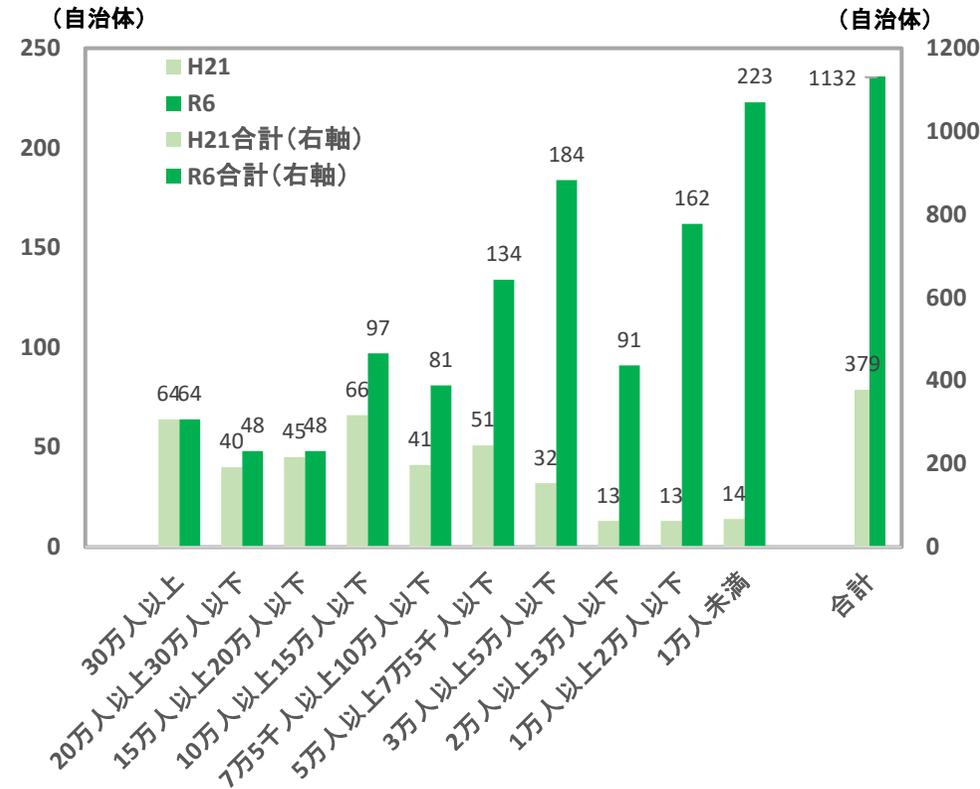
1. 消費生活センターの現況（設置自治体数）

- 消費生活センターは、人口3万人～7.5万人付近の自治体で大きく増加。3万人未満の自治体でも設置が進展。
- 消費生活センターの設置自治体数（市区町村、広域連携構成自治体含む）の変化をみると、特に人口規模が小さい自治体において顕著に増加しており、全体で約3倍まで増加。
- このように、消費者庁創設後、身近な相談窓口が充実。

（図表2）市町村（政令市を除く）における消費生活センターの人口規模別の設置数の変化



（図表3）市町村（政令市を除く、広域連携を含む）における消費生活センターの人口規模別の設置自治体数の変化



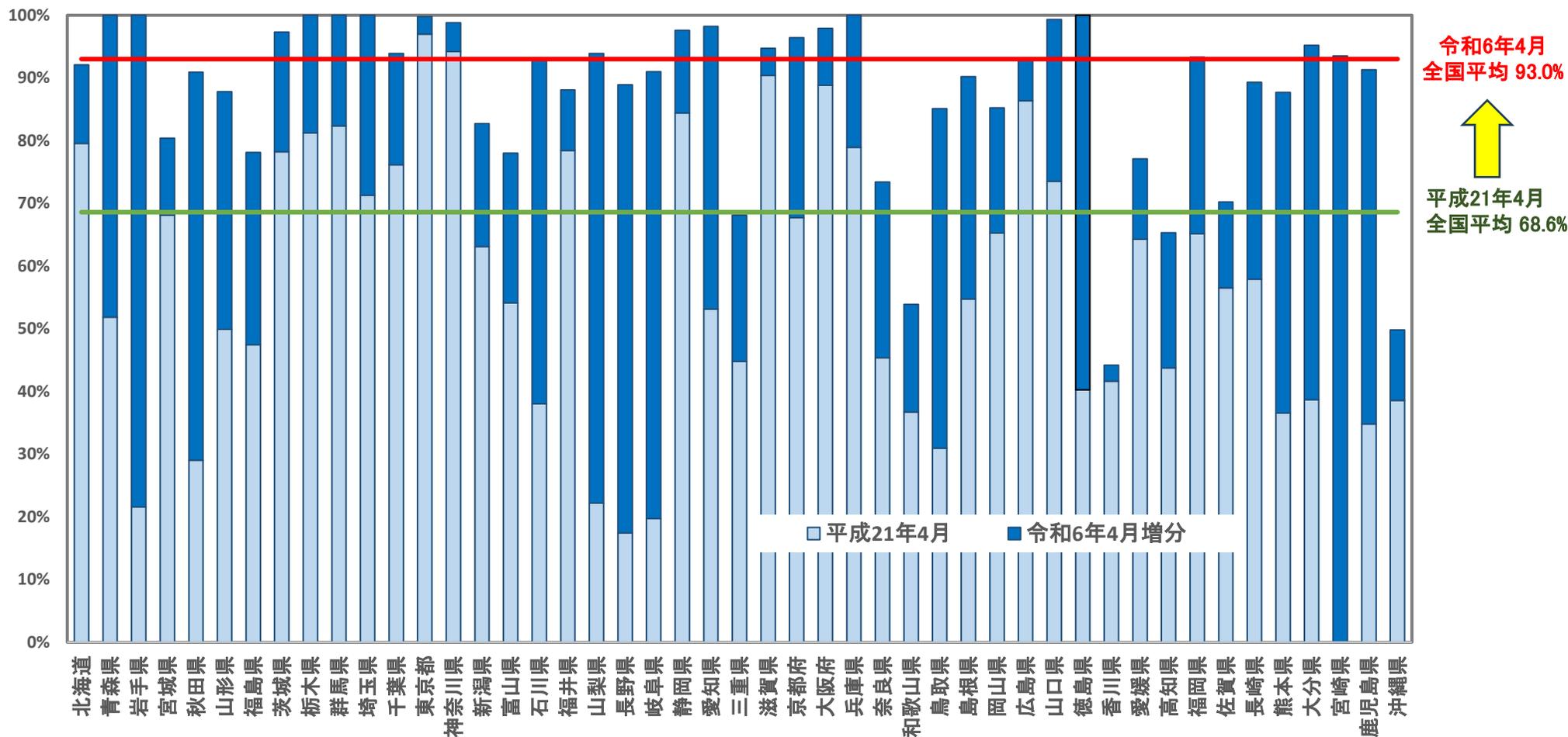
※平成21年度及び令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

- 人口減少・高齢化がさらに進展する中においても、どこに住んでいても質の高い相談や救済が受けられるよう、これまでの自治体の努力による成果を基盤とし、デジタル技術や広域連携などを活用し、効率的な相談体制を構築していくことが必要。

1. 消費生活センターの現況（人口カバー率）

- 市区町村の消費生活センターによる各都道府県内の人口カバー率を見ると、特に消費生活センターの設置が進んだ、青森県、岩手県、秋田県、山形県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、徳島県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県で大きく上昇。

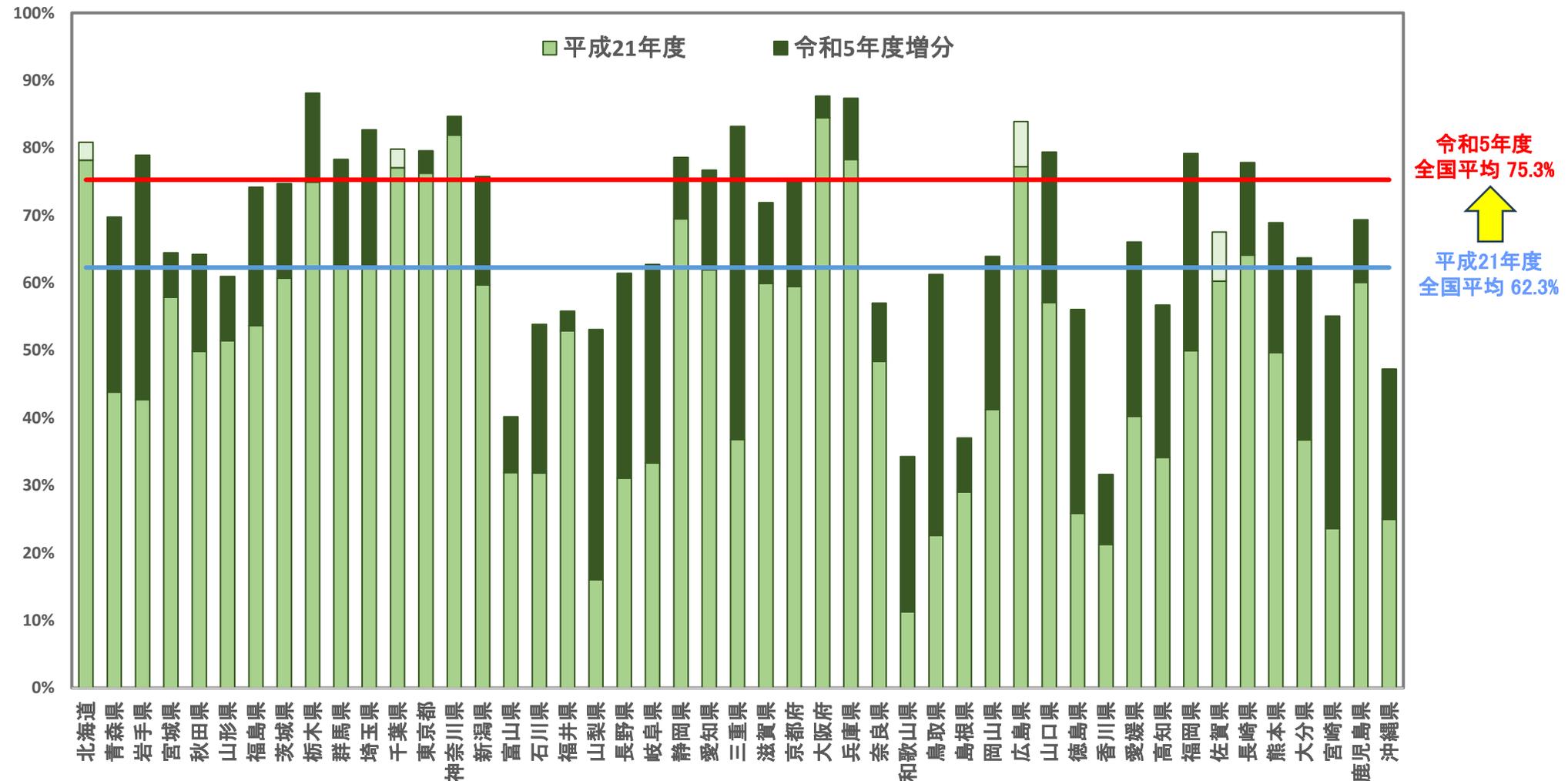
（図表4）都道府県別消費生活センター設置市町村（広域連携を含む）の都道府県内人口カバー率の変化



1. 消費生活センターの現況（相談分担率）

- 市町村の消費生活センターの設置が進展した地域を中心に、相談分担率（各都道府県内の相談件数総数のうち、市区町村で受け付けた割合）が大きく上昇。身近な相談窓口による相談対応力が強化。

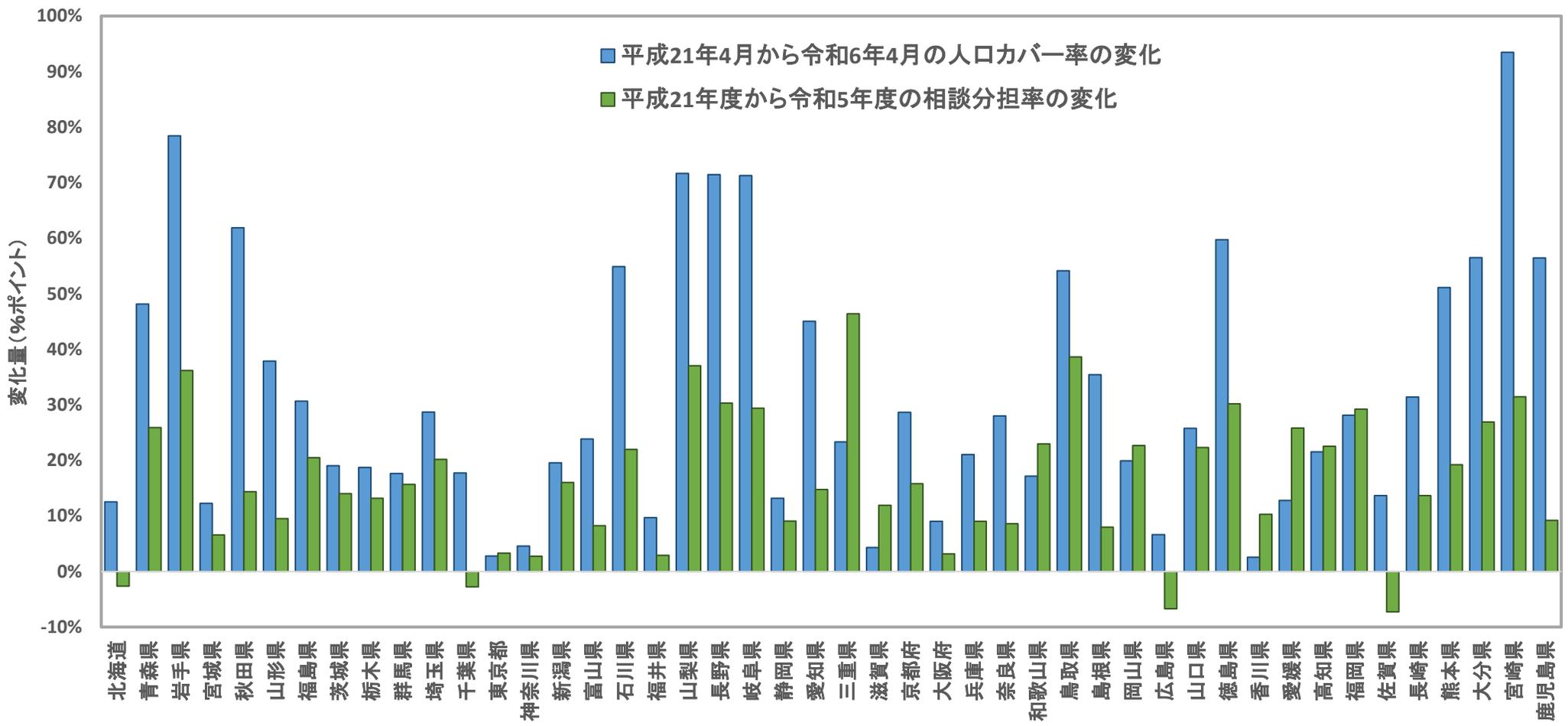
（図表5）都道府県別相談分担率の変化



1. 消費生活センターの現況（人口カバー率と相談分担率）

➤ 人口カバー率、相談分担率の変化量を見ると、消費生活センターの設置が進んだ地域においても、相談分担率は人口カバー率の上昇ほど高まっておらず、引き続き、都道府県の消費生活センターが一定の相談件数に対応している。

（図表6）人口カバー率と相談分担率の変化



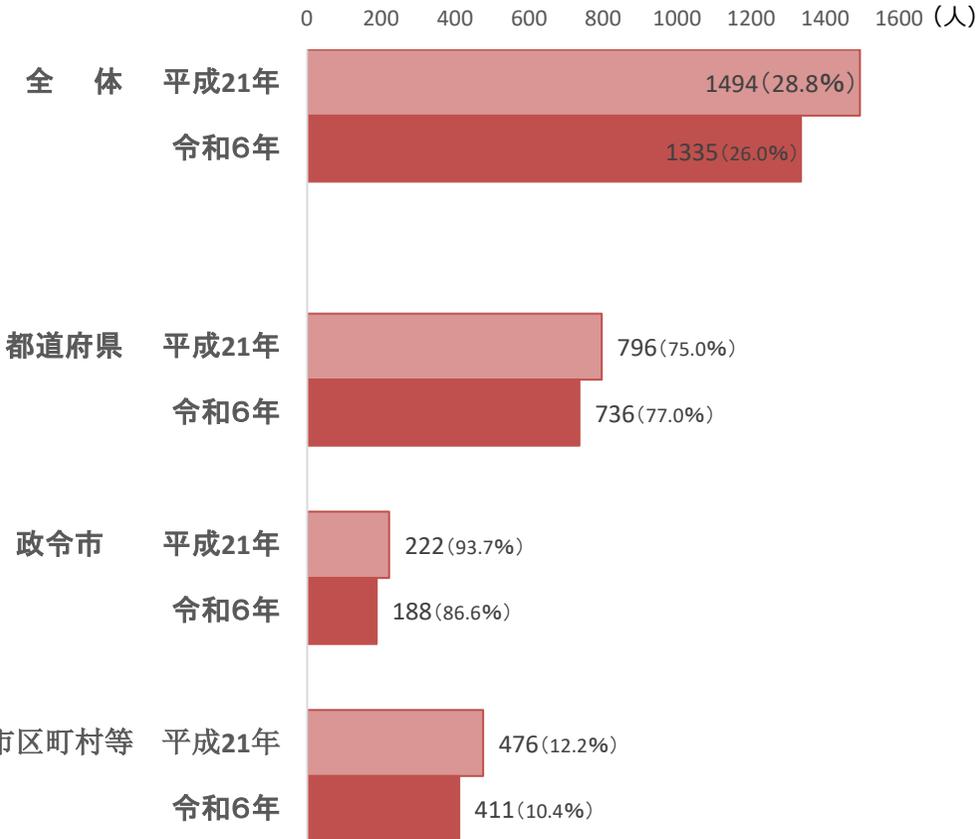
※平成21年度及び令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

2. 消費者行政担当の現況（事務職員数）

- 専任職員の数には都道府県、政令市、市町村等のいずれも減少。
- 市町村等の兼務職員の消費者行政に対する事務量の割合は、全体として低下。特に、10%程度が増加。

（図表7）専任職員数（割合）の変化

（図表8）市町村等（政令市を除く、広域連合・一部事務組合を含む）の兼務割合の推移



消費者行政の事務ウェイト	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
90%	44 (1.3%)	43 (1.3%)	45 (1.3%)	54 (1.5%)
80%	60 (1.8%)	82 (2.4%)	73 (2.1%)	70 (2.0%)
70%	84 (2.5%)	75 (2.2%)	68 (1.9%)	82 (2.3%)
60%	77 (2.3%)	73 (2.1%)	64 (1.8%)	58 (1.6%)
50%	285 (8.4%)	229 (6.7%)	234 (6.6%)	236 (6.6%)
40%	150 (4.4%)	154 (4.5%)	137 (3.9%)	101 (2.8%)
30%	555 (16.4%)	504 (14.8%)	463 (13.1%)	448 (12.6%)
20%	682 (20.2%)	638 (18.7%)	678 (19.2%)	662 (18.6%)
10%	1,440 (42.6%)	1,610 (47.2%)	1,765 (50.0%)	1,839 (51.8%)
全体	3,377	3,408	3,527	3,550
平均ウェイト	24.9%	24.0%	22.9%	22.7%

※令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

- 自治体において、限られた人員で様々な行政課題への対応が求められる中、消費者行政の位置付けをどう高めていくか、また、職員がより多くの事務を兼務している小規模自治体において、消費者行政をどのように進めていくか。

3. 消費生活相談員の現況（相談員数、年齢層）

- ▶ 地方消費者行政活性化基金による支援が開始された平成22年頃から相談員数が大幅に増加。その後、平成30年の3,424人をピークに近年では、3,300人台で推移。
- ▶ 資格試験合格者の割合は、63%まで上昇。資格制度が徐々に浸透しつつある。
- ▶ 相談員の年齢構成は、令和6年には60代以上が過半に。

（図表9）消費生活相談員数（資格保有別）の推移

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
全 体	2,794	3,138	3,313	3,381	3,362	3,337	3,359	3,384	3,421	3,424	3,379	3,324	3,335	3,313	3,332	3,349
うち資格保有	2,138 (76.5%)	2,325 (74.1%)	2,484 (75.0%)	2,561 (75.7%)	2,542 (75.6%)	2,605 (78.1%)	2,651 (78.9%)	2,692 (79.6%)	2,691 (78.7%)	2,784 (81.3%)	2,770 (82.0%)	2,672 (80.4%)	2,646 (79.3%)	2,659 (80.3%)	2,662 (79.9%)	2,759 (82.4%)
うち消費生活相談員 資格試験合格者	-	-	-	-	-	-	-	-	512 (19.0%)	964 (34.6%)	1,167 (42.1%)	1,248 (46.7%)	1,324 (50.0%)	1,439 (54.1%)	1,571 (59.0%)	1,737 (63.0%)
うち資格未保有	656 (23.5%)	813 (25.9%)	829 (25.0%)	820 (24.3%)	820 (24.4%)	732 (21.9%)	708 (21.1%)	692 (20.4%)	730 (21.3%)	640 (18.7%)	609 (18.0%)	652 (19.6%)	689 (20.7%)	654 (19.7%)	670 (20.1%)	590 (17.6%)

（図表10）相談員の年齢構成

	30代 以下	40代	50代	60代 以上	合計
都道府県	10 (1.7%)	58 (9.9%)	251 (42.7%)	269 (45.7%)	588 (100.0%)
政令市	3 (1.2%)	22 (8.5%)	108 (41.9%)	125 (48.4%)	258 (100.0%)
市区町村等	89 (3.6%)	296 (11.8%)	816 (32.6%)	1,302 (52.0%)	2,503 (100.0%)
全 体	102 (3.0%)	376 (11.2%)	1,175 (35.1%)	1,696 (50.6%)	3,349 (100.0%)

※令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

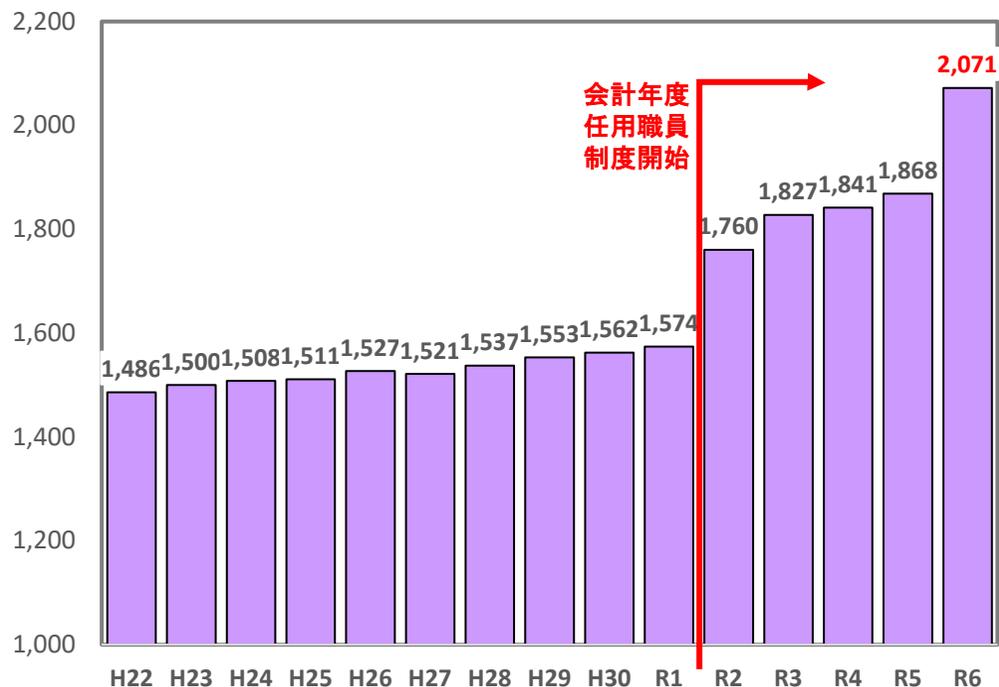
- ▶ 急速な高齢化が進む相談員の担い手確保は、今後の相談体制維持・強化にとって大きな課題。

3. 消費生活相談員の現況（処遇、報酬）

- 相談員の給与・報酬については、会計制度任用職員制度の導入により、令和2年度から期末手当が、令和6年度から勤勉手当が支給され、両年度に大きく上昇。

（図表11）消費生活相談員の賞与分を含めた平均報酬額の推移

（円）平均報酬額（1時間当たり）



（図表12）都道府県、政令市、市、区、町村における平均報酬額（1時間当たりの報酬単価・円）

	令和6年
全体	2,071
都道府県	2,138
政令市	2,317
市	1,991
特別区	3,068
町村	1,770

※委託を含まず、会計制度任用職員の平均報酬額

※都道府県、政令市、特別区における報酬額上位5自治体の平均は約3,500円となる

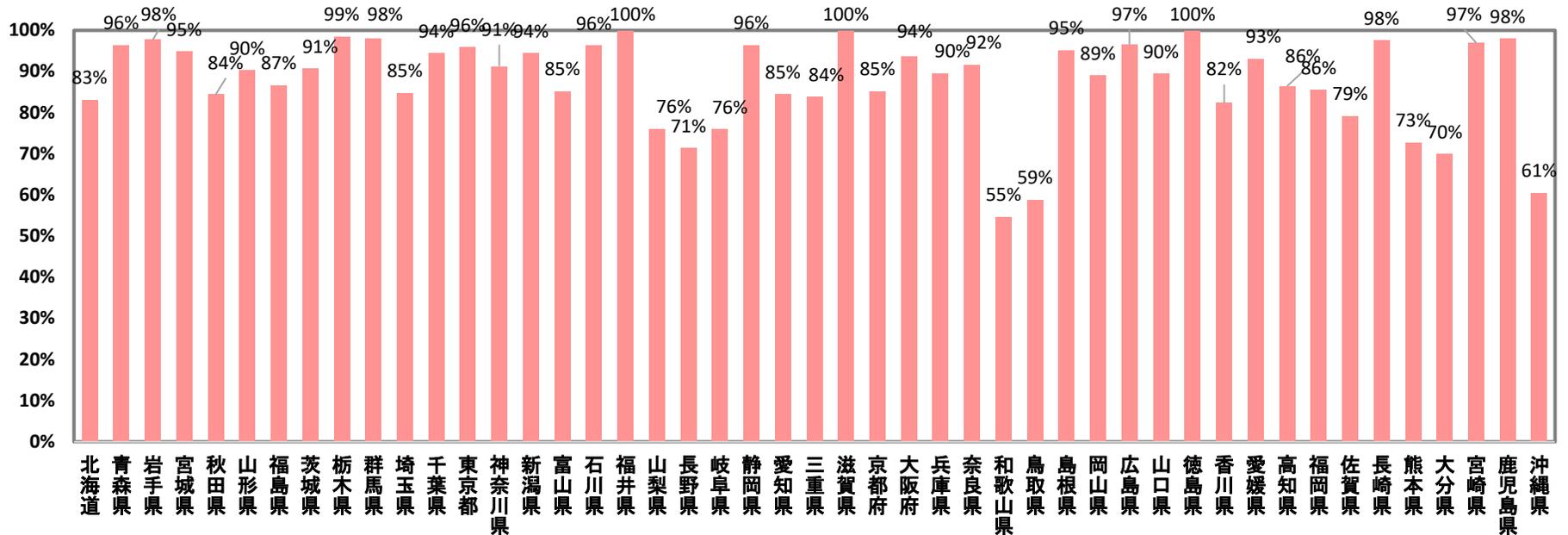
※令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

- 会計制度任用職員制度が導入され、他の分野の非常勤職員等との横並びが意識される中、引き続き、どのように処遇改善を図っていくか。

3. 消費生活相談員の現況（研修、指定消費生活相談員）

➤ 相談員の研修参加率、指定消費生活相談員の導入状況には、引き続き地域差がある。

（図表13）都道府県ごとの消費生活相談員の研修参加率



（図表14）指定消費生活相談員を配置する都道府県

北海道	○	埼玉県		岐阜県	○	鳥取県		佐賀県	○
青森県	○	千葉県		静岡県		島根県	○	長崎県	
岩手県		東京都		愛知県	○	岡山県		熊本県	
宮城県	○	神奈川県	○	三重県		広島県		大分県	○
秋田県		新潟県		滋賀県	○	山口県		宮崎県	○
山形県	○	富山県		京都府	○	徳島県	○	鹿児島県	
福島県	○	石川県	○	大阪府	○	香川県		沖縄県	
茨城県	○	福井県		兵庫県	○	愛媛県			
栃木県	○	山梨県	○	奈良県		高知県			
群馬県		長野県		和歌山県	○	福岡県		合計	22

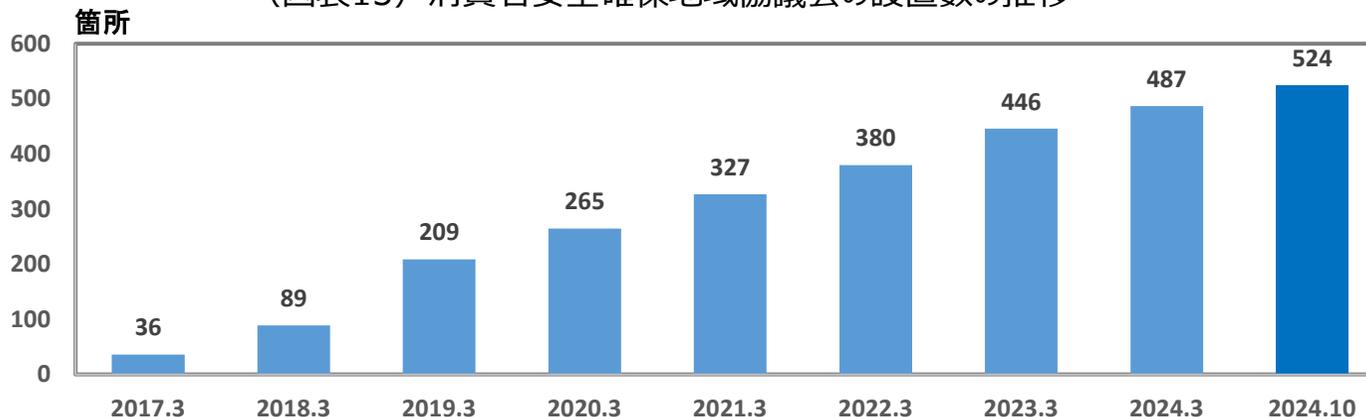
※令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

➤ 引き続き、相談員の知識・技能向上の機会をどう確保するか、都道府県による市町村への支援機能強化のために導入された指定消費生活相談員制度をどう運用していくか。

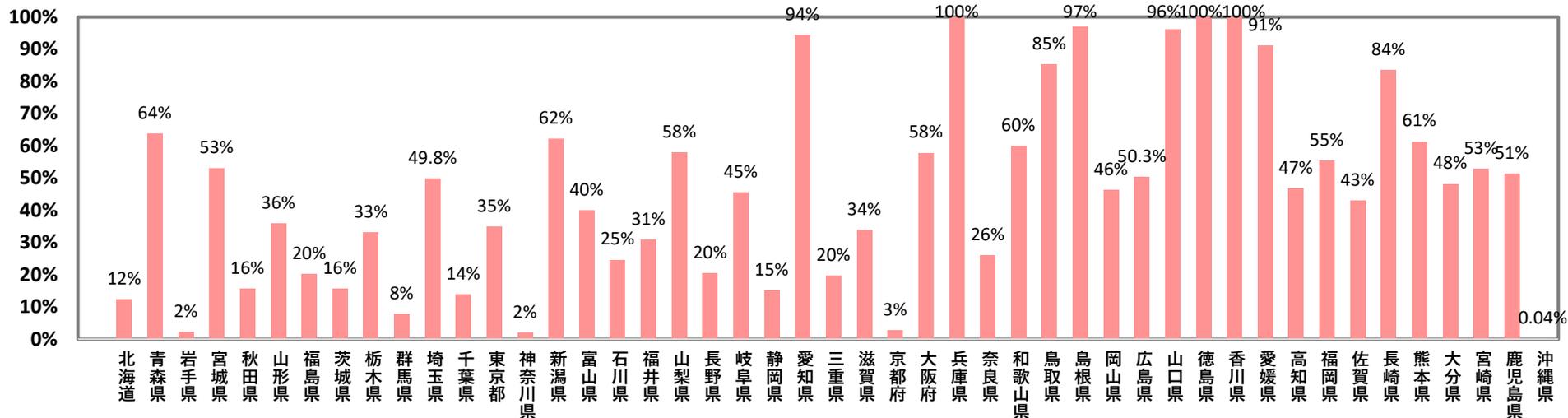
4. 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の現況

➤ 協議会の設置は一定程度進展。地域別には設置動向にバラツキ。概ね西高東低の傾向。

(図表15) 消費者安全確保地域協議会の設置数の推移



(図表16) 消費者安全確保地域協議会の都道府県ごとの人口カバー率

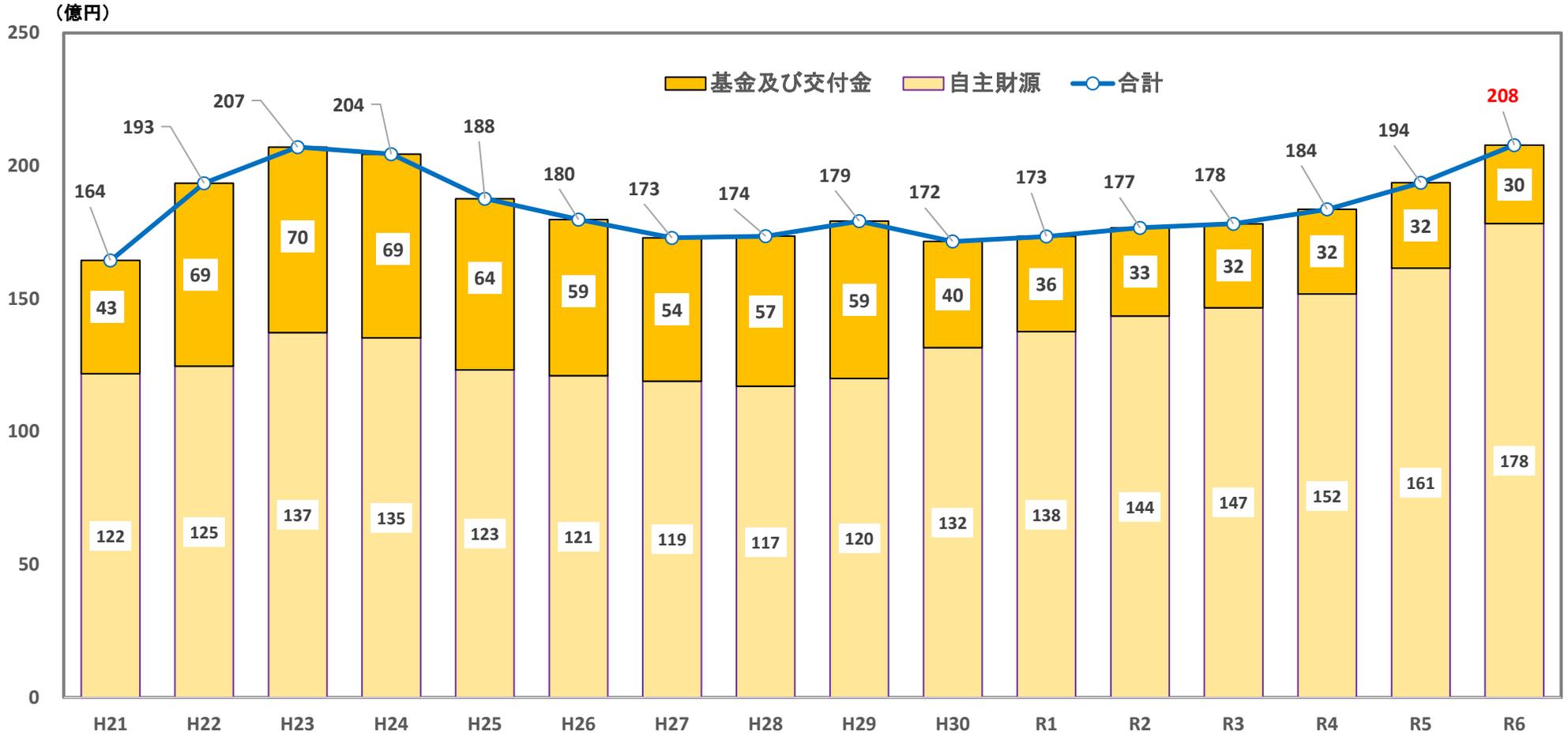


➤ 協議会設置の促進とともに、見守りネットワークの活動そのものの活性化が必要。

5. 消費者行政予算の現況

- ▶ 自治体の消費者行政予算は、令和5年度に200億円を超えた。
- ▶ 自治体の財源確保の努力により自主財源が徐々に増加している。

(図表17) 地方消費者行政予算総額（自主財源、基金及び交付金）



※平成21年度及び令和6年度「地方消費者行政の現況調査」より作成

- ▶ 厳しい財政事情の中、引き続き、自治体による財源確保と国の交付金の有効的な組み合わせにより、地方消費者行政の充実を図っていく必要。また、交付金がより効果的に活用されるよう、交付金の仕組みの不断の見直しが必要。